下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令

（下水の水質の検定方法等に関する省令の一部改正）

第一条　下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（試料の採取） **第三条**　大腸菌数について検定を行う場合における試料の採取は、滅菌した器具を用いてできる限り試料に他から細菌が混入しないように行なわなければならない。 （検定等の着手時） **第四条**　次の各号に掲げる項目についての検定又は測定は、試料採取後当該各号に定める時間に着手しなければならない。 一　（略） 二　大腸菌数　十二時間以内 三　生物化学的酸素要求量　九時間以内 （試料の保存） **第五条**　次の各号に掲げる項目について、試料採取後直ちに検定又は測定に着手することができない場合は、当該試料を、当該各号に定めるところにより、保存しなければならない。 一　大腸菌数　摂氏零度以上摂氏五度以下の暗所に保存すること。 二　生物化学的酸素要求量又は浮遊物質量　摂氏零度以上摂氏十度以下の暗所に保存すること。 三　（略） （大腸菌数の検定方法） **第六条**　大腸菌数についての検定は、別表第一に掲げる方法により、希釈試料及び培地を調製し、これらを用いて、同表に掲げる方法により、定型的集落数の平均値を求め、次の式を用いて行わなければならない。 $A = a \times 10$ この式において、A及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。 A　大腸菌数（単位　一ミリリットルにつきコロニー形成単位） a　定型的集落数の平均値（単位　コロニー形成単位）	（試料の採取） **第三条**　大腸菌群数について検定を行なう場合における試料の採取は、滅菌した器具を用いてできる限り試料に他から細菌が混入しないように行なわなければならない。 （検定等の着手時） **第四条**　次の各号に掲げる項目についての検定又は測定は、試料採取後それぞれ当該各号に定める時間に着手しなければならない。 一　（略） 二　生物化学的酸素要求量又は大腸菌群数　九時間以内 （新設） （試料の保存） **第五条**　次の各号に掲げる項目について、試料採取後直ちに検定又は測定に着手することができない場合は、試料を、それぞれ当該各号に定めるところにより、保存しなければならない。 一　生物化学的酸素要求量又は浮遊物質量　十度以下零度以上の暗所に保存すること。 二　大腸菌群数　五度以下零度以上の暗所に保存すること。 三　（略） （大腸菌群数の検定方法） **第六条**　大腸菌群数についての検定は、別表第一に掲げる方法により、希釈試料及び培地を調製し、これらを用いて、同表に掲げる方法により、定型的集落数の平均値を求め、次の式を用いて行なわなければならない。 $A = a \times 100$ この式において、A及びaは、それぞれ次の数値を表わすものとする。 A　大腸菌群数（単位　一立方センチメートルにつき個） a　定型的集落数の平均値（単位　個）

別表第一（第六条）

区分	方法
(一)　希釈試料の調製	試料一ミリリットルに滅菌りん酸塩緩衝希釈水又は滅菌生理的食塩水九ミリリットルを加えて十ミリリットルとする。
(二)　培地の調製	純水に5－ブロモ－4－クロロ－3－インドリル－β－D－グルクロニドを含む寒天培地を加え、これを加熱して溶かす。これを滅菌する必要がある場合は、摂氏百二十一度以上で十五分以上高圧蒸気滅菌をする。

別表第一（第六条）

区分	方法
(一)　希釈試料の調製	試料十ミリリットルに滅菌生理的食塩水九十ミリリットルを加えて百ミリリットルとし、その十ミリリットルをとり、これに滅菌生理的食塩水九十ミリリットルを加えて百ミリリットルとする。
(二)　培地の調製	純水一リットルにペプトン十グラム、寒天十五グラムないし二十五グラム、乳糖十グラム、塩化ナトリウム（NaCl）五グラム、クエン酸第二鉄アンモニウム二グラム及び燐酸水素二カリウム（K_2HPO_4）二グラムを加え、これを加熱して溶かし、濾過した後、濾過した溶液を水素指数七・三ないし七・五とする。次に、この溶液にデソオキシコール酸ナトリウム（$C_{24}H_{39}O_4Na$）一グラム及びニユートラルレツド（$C_{15}H_{17}ClN_4$）〇・〇三三グラムを加え、再び、水素指数七・三ないし七・五とする。